# 御殿場市フットサルリーグ運営規定

#### 第1章 総 則

第1条 名 称

本リーグは、「御殿場市フットサルリーグ」と称する。

第2条 主 催

御殿場市サッカー協会

第3条 主管

御殿場市サッカー協会社会人部

#### 第2章 目 的

第4条 目 的

本リーグは、フットサルを通し参加者の切磋琢磨により技術の向上、健康の保持ならびに相互の親睦を深めるとともに、広くサッカーおよびフットサルの普及と振興を目的とする。

#### 第3章 事業

第5条 事業

本リーグは、前条の「目的」達成のために次の事業を行う。

- 1) フットサルリーグの実施
- 2) フットサルリーグ運営に必要な事業。
- 3) サッカー及びフットサルの普及と振興をはかる事業。
- 4) その他、「目的」達成に必要な事業。

#### 第4章 参加資格・除名

第6条 参加資格・除名

本リーグの参加資格は、次の条件を満たし、御殿場市サッカー協会より参加を許可されたものとする。ただし、本リーグの秩序や名誉を著しく毀損し、本リーグに相応しくないと運営委員会で判断されたものは、除名することがある。

- 1) 御殿場市サッカー協会に加盟するチーム
- 2) 御殿場市サッカー協会に加盟するチームで構成されたチーム
- 3) 御殿場市、小山町に通勤、通学、在住する男女が構成メンバーの過半を超えるチーム。
- 4) その他、運営委員会より参加を許可されたチーム。

#### 第5章 運 営

第7条 運 営

本リーグは、参加者の自主運営を基本とし、参加者は、積極的に運営に協力すること。

#### 第8条 運営委員会

本リーグに運営委員会を置き、運営委員会は次の役員と社会人部理事によって構成する。各役員の任期は1運営年度とする。

運営委員長 1名 担当理事 1名 運営委員 若干名

#### 第9条 会議

本リーグは、運営に必要な全体会議、運営委員会、その他の会議を適宜行う。

- 1)全体会議は、役員及び参加チームによって行われる。
- 2) 運営委員会は、役員によって行われる。

3) 各会議は、必要に応じて運営委員長が召集する。

#### 第10条 参加費

本リーグの参加費は次のとおりとする。

- 1)協会加盟チーム 18,000円
- 2) 協会未加盟チーム 18,000円

参加費には次の費用が含まれる。

- 3) リーグ運営費
- 4) 保険料、その他

## 第11条 運営年度

本リーグは、毎年4月1日から翌3月31日を運営年度とする。

### 付 則

この規定は、2000年6月28日より施行する。

この規定は、2001年4月 1日より施行する。

この規定は、2010年4月 1日より施行する。

この規定は、2017年4月 1日より施行する。

この規定は、2023年4月 1日より施行する。